



鳥取県公報

平成14年6月7日(金)
第7389号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	クリーニング師の研修の指定 (327) (県民生活課)	1
	種蓄証明書の有効期限の延長 (328) (畜産課)	2
	種蓄証明書の書換え交付 (329) (")	2
	土地改良区の役員の退任 (330) (耕地課)	2
	土地改良事業の同意 (331) (")	3
	保安林の指定の解除予定 (332) (森林保全課)	3
	鳥取県卸売市場整備計画の決定 (333) (市場開拓課)	3
選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (50)	3
教委告示	定例教育委員会の招集 (13) (総務福利課)	4
公 告	平成14年度毒物劇物取扱者試験の実施 (医務薬事課)	4
調達公告	随意契約の相手方の決定 (2件) (管理課)	6
	公募型指名競争入札の実施 (")	7
雑 報	平成14年度宅地建物取引主任者資格試験の実施 (住宅環境課)	9
正 誤	平成14年4月9日付鳥取県公報号外第76号中訂正.....	10

告 示

鳥取県告示第327号

クリーニング業法 (昭和25年法律第207号) 第8条の2第1項に規定するクリーニング師の資質の向上を図るための研修を指定したので、次のとおり告示する。

平成14年6月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 研修を行う者の名称及び所在地

財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目8-2

2 研修の日時及び場所

- (1) 日時 平成14年6月30日 (日) 午後1時から午後5時まで
- 場所 倉吉市駄経寺町212-5 鳥取県立倉吉未来中心

- (2) 日時 平成14年7月14日(日) 午後1時から午後5時まで
場所 鳥取市尚徳町101-5 鳥取県立県民文化会館
- (3) 日時 平成14年7月28日(日) 午後1時から午後5時まで
場所 米子市末広町74 鳥取県立米子コンベンションセンター
- (4) 研修を継続的に受講している者で前回の受講修了証書の写しを提出したのものについては、(1)から(3)までの時間を午後1時から午後4時30分までとする。

3 受講申込み期間

- (1) 6月30日実施分 平成14年6月7日(金)から6月11日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)
- (2) 7月14日実施分 平成14年6月10日(月)から6月27日(木)まで(日曜日及び土曜日を除く。)
- (3) 7月28日実施分 平成14年6月24日(月)から7月10日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)

4 受講料

5,000円を受講申込み時に払い込むこと。

5 受講申込み先及び問合せ先

財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター
鳥取市大榎町13-1
電話 0857-29-8590

鳥取県告示第328号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定に基づき、農林水産大臣から平成13年度定期種畜検査を受けた種畜の現在交付されている種畜証明書の有効期限については、当該種畜に係る平成14年度定期種畜検査の日まで延長した旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成14年6月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第329号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定に基づき、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の書換え交付をした旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成14年6月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

種畜証明書番号	変更事由	変更後	変更前
平13鳥取県1第34号	種畜の名称	虹之国	国丸1130
平13鳥取県1第44号	〃	波姫	波姫1207

鳥取県告示第330号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大口堰土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成14年6月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事 岡本 善徳 鳥取市八坂205

平成14年4月28日退任

鳥取県告示第331号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、河原町が行う土地改良事業（非補助土地改良事業小倉地区区画整理）について、平成14年5月31日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成14年6月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第332号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年6月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡用瀬町大字川中字鷺ヶ谷881の7
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第333号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第6条第1項の規定に基づき、第7次鳥取県卸売市場整備計画を次のとおり定めたので、同条第4項の規定により告示する。

平成14年6月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

（「次のとおり」は、省略し、その計画書を鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓課、各地方農林振興局及び日野総合事務所農林局に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第50号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2

項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定により告示する。

平成14年6月7日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,801
鳥取県において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	163,346
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	38,672
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	36,835
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,140
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,998
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6,993
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,658
気高郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6,047
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	18,200
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	14,020
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	5,785

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第13号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成14年6月7日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

- 1 日時 平成14年6月11日(火)午前10時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県立学校管理規則の一部改正について
 - (2) その他

公 告

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号の規定に基づき、平成14年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成14年6月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の日時

平成14年9月3日(火) 午前10時30分から午後2時30分まで

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

3 試験の種類

一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験

4 試験の方法

次に掲げる事項について筆記試験を行う。

(1) 毒物及び劇物に関する法規

(2) 基礎化学

(3) 毒物及び劇物の性質、識別及び貯蔵その他取扱方法

なお、上記(3)の毒物及び劇物は、農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号)別表第1に掲げる毒物及び劇物に、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同令別表第2に掲げる劇物に限る。

5 受験手続

(1) 書類の提出先

ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所又は保健所支所

イ 県外居住者 鳥取県福祉保健部医務薬事課(〒680-8570鳥取市東町一丁目220)

(2) 提出書類

ア 受験願書(9に掲げる問合せ先において配布するものによること。)

イ 履歴書(日本工業規格によるもの)

ウ 写真(出願前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦4センチメートル、横4センチメートルの大きさのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。)

エ 受験票となるはがき(アとともに配布するものによること。)

(3) 受験に関する書類の受付期間及び時間

平成14年6月17日(月)同年7月16日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで。

なお、郵送の場合は、平成14年7月16日(火)までの消印のあるものに限り受け付ける。

6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は10,500円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既に納付された受験手数料は、返還しない。

7 受験票の交付

受験票については、平成14年8月27日(火)までに鳥取県福祉保健部医務薬事課から本人あてに送付する。

8 合格者の発表等

(1) 平成14年9月20日(金)発行の鳥取県公報に、合格者の受験番号を公告するとともに、合格者には合格証を交付する。

(2) 試験結果の開示

この試験の得点については、口頭により開示を請求することができる。

この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日以降1月が経過する日までの間に、鳥取県福祉保健部医務薬事課に受験票を持参の上、その旨を申し出ること。

9 その他

この試験に関し不明なことは、次に問い合わせること。

鳥取県福祉保健部医務薬事課(電話 0857-26-7203)

鳥取保健所 (電話 0857 - 22 - 5161)
倉吉保健所 (電話 0858 - 23 - 3144)
米子保健所 (電話 0859 - 31 - 9316)
日野保健所 (電話 0859 - 72 - 0041)
鳥取保健所郡家支所 (電話 0858 - 72 - 0132)

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年6月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | |
|--------------------|---|
| 1 調達件名及び数量 | 工事進行管理システムの賃貸借及び保守 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 契約日 | 平成14年4月1日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 財団法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目220 |
| 5 契約金額 | 32,841,165円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当 |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県県土整備部管理課
鳥取市東町一丁目220 |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年6月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | |
|--------------------|---|
| 1 調達件名及び数量 | 電子計算装置（土木積算システム）の賃貸借及び保守 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 契約日 | 平成14年4月1日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 財団法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目220 |
| 5 契約金額 | 97,733,160円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当 |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県県土整備部管理課
鳥取市東町一丁目220 |

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成14年6月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

(1) 業 務 名 鳥取県都市計画区域マスタープラン策定業務

(2) 業務内容

本件業務は、平成13年度に設定した広域都市圏ごとの将来像を基に、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第1項の規定により都市計画区域として指定すべき区域（以下「指定予定区域」という。）の案の作成を行うとともに、指定予定区域ごとに、同法第6条第1項の規定による都市計画に関する基礎調査並びに同法第6条の2第1項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「整備、開発等の方針」という。）の案の作成を行う業務である。

(3) 履行期間 平成14年7月から平成15年3月25日まで

(4) 予定価格 34,971,300円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 鳥取県、島根県、岡山県、広島県又は山口県の区域内（以下「中国地方」という。）に常時入札に参加し、及び契約を締結する権限を有する本店、支店又は営業所（以下「営業所等」という。）を有すること。

(3) 平成12年鳥取県告示第665号（測量等業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成13年鳥取県告示第695号（測量等業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち土木関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。

(4) 平成14年6月7日（金）から同月18日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(5) 測量業務、土木関係建設コンサルタント業務又は地質調査業務に従事している常勤の技術部門の要員を中国地方の営業所等において合わせて15名以上有すること。

(6) 次に掲げる基準のいずれかを満たす技術者を中国地方の営業所等において合わせて3名以上有すること。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第6条の規定により実施される建設部門に係る第二次試験に合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている者（以下「技術士」という。）であること。

イ 社団法人建設コンサルタンツ協会の行う技術部門のうち都市計画及び地方計画部門に係るシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）資格試験に合格し、登録を受けている者であること。

ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。）の土木工学又はこれと同等の工学に関する科目を修得し、かつ、建設コンサルタント等業務（建設事業に係る計画、調査、立案及び助言を行う業務並びに建設工事に係る設計及び管理を行う業務をいう。以下同じ。）について20年以上の実務経験を有する者であること。

エ 学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。）又は中等教育学校の土木工学又はこれと同等の工学に関する科目を修得し、かつ、建設コンサルタント等業務について22年以上の実務経験を有する者であること。

オ 建設コンサルタント等業務について25年以上の実務経験を有する者であること。

(7) 本件業務の実施期間中、技術士又は次に掲げる基準を満たす技術者を管理技術者及び照査技術者としてそれぞれ配置できること。この場合において、管理技術者及び照査技術者のうち少なくとも1名は技術士であることとし、管理技術者と照査技術者とは、同一の者であってはならない。

ア 平成5年度以降に業務が完了し、成果品を納入している中国地方の県の整備、開発等の方針又は中国地方の市の都市計画法第18条の2第1項に規定する基本方針の案の作成（以下「同種業務」という。）を履行した者の管理技術者、照査技術者等（以下「技術者等」という。）として同種業務の管理又は照査（以下「管理等」という。）をした経験を有する者であること。ただし、共同企業体の履行した同種業務の管理等をした経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として管理等をしたものに限る。

イ（6）のイからオまでのいずれかの基準を満たす者であること。

3 技術資料の作成及び提出

（1）技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成14年6月7日（金）から同月18日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujuhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成14年6月7日（金）から同月18日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉地方県土整備局総務課（中部総合事務所内）
米子市鞆町一丁目160	鳥取県米子地方県土整備局総務課（西部総合事務所内）
日野郡日野町根雨730	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

（2）技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

（1）のイに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

ウ 提出方法

持参すること。

（3）技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

（1）関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。

（2）技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

（3）技術資料その他提出された書類は、返却しない。

（4）業務内容に関する説明会は、行わない。

（5）提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

（6）本件業務の落札者は、1の（4）の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。

雑 報

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条の2第1項の規定による鳥取県知事の委任に係る平成14年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成14年6月7日

財団法人不動産適正取引推進機構理事長 河 野 正 三

- 1 試験の日時 平成14年10月20日（日）午後1時から午後3時まで
ただし、宅地建物取引業法第16条第3項の規定により試験の一部の免除を受ける者（以下「指定講習修了者」という。）については、午後1時10分から午後3時までとする。
- 2 試験の場所 鳥取市湖山町南四丁目101 鳥取大学
- 3 試験の内容
 - (1) 内容 おおむね次の事項について行う。
 - ア 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。
 - イ 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。
 - ウ 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。
 - エ 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。
 - オ 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。
 - カ 宅地及び建物の価格の評定に関すること。
 - キ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。ただし、指定講習修了者については、ア及びオに掲げる事項に関する問題を免除する。
 - (2) 出題法令 平成14年4月1日現在施行されている法令による。
- 4 試験の方法及び出題数
 - (1) 方法 4肢択一式の筆記試験による。
 - (2) 出題数 50問
ただし、指定講習修了者については、45問とする。
- 5 受験資格 年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。
- 6 試験案内及び受験申込書の配布
 - (1) 配布期間 平成14年7月8日（月）から同年8月2日（金）までとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。
 - (2) 配布場所 社団法人鳥取県宅地建物取引業協会の東部、中部及び西部の各支部並びに鳥取県生活環境部住宅環境課並びに鳥取、倉吉及び米子の各地方県土整備局建築住宅課
- 7 受験手数料及び納付方法
 - (1) 受験手数料 7,000円
 - (2) 納付方法 受験申込み前に、所定の郵便振替用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込むこと（払込手数料は、本人負担とする。）。)
- 8 受験申込
 - (1) 申込期間及び時間 平成14年7月29日（月）から同年8月2日（金）までの午前9時30分から午後4時30分までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。
 - (2) 申込場所 次の場所に、(3)の書類を提出すること。なお、郵送による場合は、社団法人鳥取県宅地建

物取引業協会（鳥取市川端二丁目125鳥取県不動産会館2階）へ、簡易書留郵便又は配達記録郵便で申し込むこと（平成14年7月8日（月）から同年8月2日（金）までの日付の消印のあるものに限り有効とする。）。

社団法人鳥取県宅地建物取引業協会東部支部	鳥取市川端二丁目125 鳥取県不動産会館1階
社団法人鳥取県宅地建物取引業協会中部支部	倉吉市東巖城町120 - 2 ヨコジュウビル3階
社団法人鳥取県宅地建物取引業協会西部支部	米子市日久美町34 - 17

(3) 提出書類

- ア 受験申込書（裏面に、受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書をはったもの）
 イ 写真1葉（受験申込前6箇月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景で縦4.5センチメートルから5センチメートルまで、横3.5センチメートルから5センチメートルまでの間の大きさのもの）
 ウ 指定講習修了者にあつては、講習修了者証（修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のものに限る。）

9 合格発表

- (1) 発表の期日 平成14年12月4日（水）
 (2) 発表の方法 8の(2)の申込場所に合格者一覧表を掲示するとともに、本人への合格証書の送付により行う。

10 試験に関する問合せ先 社団法人鳥取県宅地建物取引業協会（電話 0857 - 23 - 3569）

 正 誤

平成14年4月9日付鳥取県公報号外第76号中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁	行	誤	正
1	下から28	(240～244)	(235～239)
"	下から27	(245)	(240)
"	下から26	(246)	(241)
"	下から22	鳥取県告示第240号	鳥取県告示第235号
"	下から4	鳥取県告示第241号	鳥取県告示第236号
2	31	鳥取県告示第242号	鳥取県告示第237号
3	24	鳥取県告示第243号	鳥取県告示第238号
4	下から13	鳥取県告示第244号	鳥取県告示第239号
6	1	鳥取県告示第245号	鳥取県告示第240号
32	下から15	鳥取県告示第246号	鳥取県告示第241号